

株式交付に関する事後開示書面

(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく書面)

2026年2月6日

株式会社CAICA DIGITAL

2026年2月6日

株式交付に関する事後開示書面

東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸

当社は、2025年12月26日付で作成した株式交付計画に基づき、2026年2月6日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所（以下「善光総研」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関する事後開示事項（会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事項）は、以下のとおりです。

1 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2026年2月6日

2 株式交付親会社における事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5（株式交付をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から、会社法第816条の5に定める株式交付をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

(ア) 会社法第816条の6（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第816条の6第3項及び第4項、並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2026年1月16日、株主に対して公告を行いました。当社の株主から、同条第1項に定める株式買取請求はありませんでした。

(イ) 会社法第816条の8（債権者の異議）の規定による手続の経過

会社法第816条の8第1項の規定に基づき、当社に対し、株式交付について異議を述べるができる当社の債権者はいないため、当社は、同条第2項及び第3項に定める公告又は催告を行っておりません。

3 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して、当社は、善光総研の株式2,463株を譲り受けました。

4 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第213条の9第4号及び同項第5号）

該当事項はありません。

5 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第213条の9第6号）

・本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金の額 : 金0円

② 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の2に従い当社が別途定める額

③ 利益準備金の額 : 金0円

以上